

# 石川県広報誌の企画、編集、制作管理及び撮影業務仕様書

## 1 契約事項

石川県広報誌の企画、編集、制作管理及び撮影業務の委託

## 2 業務内容

- (1) 企画
- (2) 編集及び制作管理（取材、原稿作成を含む）
- (3) 校正
- (4) 写真撮影及びイラスト制作など
- (5) その他契約事業の執行のために必要な業務

## 3 発行回数、規格等

### (1) 発行

年4回（6月頃、9月頃、12月頃、3月）

約476,000部/回 県内全戸配布（※）

※令和6年能登半島地震の影響により、配布方法に変更が生じる可能性あり

### (2) 規格

A4判、全16ページ、カラー印刷

## 4 業務期間

契約日から令和7年3月31日

## 5 業務の進め方

### (1) 構成・編集打ち合わせ

最初に、構成・編集に関する打ち合わせを行う。事前に各自で資料を収集し、打ち合わせ時に共有する。また、このほかにも必要と判断された場合、随時打ち合わせを行う。

### (2) 企画案・ラフ案の提出

打ち合わせでの方針に基づき企画案・ラフ案を作成し、県の確認を求めること。

### (3) 取材・撮影・イラスト作成

県政に関わる記事については県で取材調整を行い、取材時に同行する。その他インタビュー記事の取材は受託者で取材調整を行い、必要に応じて県も同行する。

その他誌面に必要な写真・素材を収集するほか、イラストや図なども作成すること。

### (4) 文字原稿の提出

文字原稿を作成し、県の確認を求めること。原則としてすべてのページの前稿を受託者で作成する。

### (5) 誌面校正

誌面レイアウトを作成し、県の校正を受けること。校正回数の上限は設けず、随時対応すること。取材先への確認は取材調整を行った者が行う。

## 6 編集方針

- (1) 県の施策や県内情報を県民に分かりやすく伝え、親しみやすく、読みやすい誌面となるよう、常に積極的な提案を行うとともに、表現、レイアウト、デザイン等を工夫すること。

※R 5 リニューアルの内容・評価及び今後の方針は別紙1のとおり

※ページ構成の案は別紙2のとおり

- (2) ユニバーサルデザインに配慮した文字サイズ、書体、配色とすること。

## 7 業務体制

- (1) あらかじめ県と調整したスケジュールで本業務を遂行するために必要な人員を確保すること。また、緊急の場合等にも柔軟に対応できる体制とすること。
- (2) 石川県の施策とともに、歴史、文化、産業等について精通しておくこと。

## 8 スケジュール（例：2024年6月号）

4月上旬～5月中旬	企画、取材、原稿作成
5月下旬～6月上旬	校正
6月上旬	原稿を印刷会社へ提出
6月中旬	色校正
6月下旬	発行

## 9 その他

### (1) 著作権

成果物（記事、イラスト、写真、ロゴ等を含む）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県が必要とする場合は、特段の協議を経ずに、成果物を利用すること（第三者への貸与及び譲渡を含む。）ができる。ただし、リース写真等は、この限りでない。

### (2) アンケートの実施

各号において、読者アンケートを実施し、集計結果を報告すること。

アンケートの主な内容は、各号の紙面についての意見、特集してほしいテーマ、その他広報効果の測定などとし、回答者の属性も確認するものとする。

また、アンケート回答者を対象に、1 回あたり 5 万円程度の賞品を用意、発送すること。なお、集計費、賞品代、送料など、アンケートに係る一切の費用は委託料に含むこととする。

### (3) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議するものとする。

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

## R5リニューアルの内容・評価 及び 今後の方針

### 1 R5リニューアルの内容・評価

(内容)

県広報誌「ほっと石川」を「もっといしかわ」にリニューアル。  
人が主役の「温もりのある広報誌」をコンセプトに、若年層にも親しみやすい内容となった。  
※詳細は次ページ参照

(評価)

県民の声を誌面づくりに生かすため、読者アンケートを開始。  
リニューアルは好評で、新たな読者の獲得にも繋がった。

<読者アンケート結果 (2023夏季号)>

・内容はわかりやすかったですか。

→わかりやすい：98% わかりにくい：2%

・以前の広報誌と比較して、どう感じますか。

→良い：68% 良くない：2% 以前の広報誌をよく知らない：30%

### 2 今後の方針

○R5リニューアル内容・評価を踏まえ、引き続き人が主役の「温もりのある広報誌」をコンセプトに制作するとともに、次の点も踏まえてより良い広報誌を目指す。

・若年層への更なる訴求と、それによるアンケート回答率の向上

<読者アンケート結果 (2023冬季号)>

・30代以下の回答率：23%

・動画の積極的な活用による、誌面の内容のわかりやすい・親しみやすい紹介

<読者アンケート結果 (2023冬季号)>

・皆さんに親しんでいただけるよう、誌面で動画も紹介しています。動画の感想を教えてください。

→良い：97% 良くない：3%

・深堀記事のニーズへの対応

<読者アンケート結果 (2023夏季号)>

・子育て支援の情報を詳しく教えて欲しい。(30代女性)

・県の防災の取り組みについて、もっと詳しく知りたい。(30代男性)

○さらに、令和6年能登半島地震の発生に伴い、次の点を踏まえた制作を行う。

・被災者の心情に十分配慮した内容・表現

・被災者に対するわかりやすい情報発信

・地震を風化させないための企画

令和5年8月30日  
(資料提供)

戦略広報課  
担当:西川、長田  
内線3820  
外線076-225-1239

## 全戸配布広報誌をリニューアル 「もっといしかわ」へ

本県の全戸配布広報誌「ほっと石川」について、もっと多くの皆さんに親しみをもって読んでいただける広報誌を目指し、下記のとおりリニューアルいたします。

### 記

- 1 発行日（配布開始日）  
8月31日（木）
- 2 新名称  
もっといしかわ
- 3 リニューアルのコンセプト  
人が主役の「温もりのある広報誌」へ

#### (ポイント)

- ・表紙には、県内で活躍する若者を起用
- ・親しみやすいよう、内容や伝え方を工夫
- ・皆さんの声を誌面に生かす取り組みを実施



- 4 主な内容
  - ・表紙には、人が主役の広報誌の顔として、県内で活躍する若者を起用  
今回は、巻頭で特集する「いしかわ百万石文化祭2023」のアンバサダーであり、タレントの新田さちかさん(金沢市出身)を起用
  - ・地元で活躍する人を通じて、市町の魅力を発信するコーナーを新設  
今回は珠洲市を紹介し、今後、順次県内の市町を紹介
  - ・県の施策をチャット形式で紹介するコーナーや、地元食材を使ったレシピ動画など、より身近に感じてもらう工夫を実施
  - ・県民の声をお聞きし、今後の誌面づくりに生かすためのアンケートを実施  
回答者の中から、抽選で県内の特産品をプレゼント
- 5 発行部数・配布先・規格
  - ・発行部数 年間4回、1回当たり約47万部
  - ・配布先 県内全戸に配布
  - ・規格 A4判 カラー 16ページ

## ページ構成 (案)

ページ (ページ数)	構成	内容
1 (1)	<b>表紙</b>	写真を掲載 ・特集に関連した写真を使用
2～7 (6)	<b>県政特集</b>	主要施策の紹介 テーマ例) 令和6年能登半島地震
8～9 (2)	<b>市町紹介</b>	県内各市町情報 ・地元で活躍する人を通じて、市町の魅力を発信するコーナー 例) 穴場の観光スポット、ご当地グルメ、 ふるさとの偉人や歴史・文化
10～11 (2)	県政特集②	読者アンケートで県民から希望のあった県政テーマについて 掘り下げて紹介 例) 子育て、防災、福祉・医療
12～15 (4) 〈順不同〉	連載企画	県政にこだわらず、県民の関心をひくような企画 例) ロケ地めぐり、クイズ石川検定、 投稿コーナー (写真、イラスト、俳句)
	インタビュー	県内で活躍する人や団体、民間企業のインタビュー 例) 若手スポーツ選手・チーム、伝統工芸などの職人、 プレミアム石川ブランド認定企業
	季節のレシピ	県産食材・レシピ紹介
	<b>広告</b> (1/4×2枠)	-
16 (1)	<b>裏表紙</b>	読者アンケート・プレゼント その他連載企画等

※網掛け部分は、必須の内容